

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目： 1 事業費の削減・効率化

小項目：

中 期 目 標	事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。																								
中 期 計 画	事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。																								
業 務 の 実 績	(1) 中期目標期間中の事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）及び14年度予算額に対する削減率は、次表のとおりである。 （14年度予算額110,109百万円（14年度決算額77,211百万円）） （単位：百万円） <table><tr><th>年度</th><th>決算額</th><th>14年度予算額に対する削減率</th><th>(参考)14年度決算額に対する削減率</th></tr><tr><td>15</td><td>34,614</td><td>△37.1%</td><td>△10.3%</td></tr><tr><td>16</td><td>63,098</td><td>△42.7%</td><td>△18.3%</td></tr><tr><td>17</td><td>74,511</td><td>△32.3%</td><td>△3.5%</td></tr><tr><td>18</td><td>65,541</td><td>△40.5%</td><td>△15.1%</td></tr><tr><td>19</td><td>76,397</td><td>△30.6%</td><td>△1.1%</td></tr></table> (注) 15年度の削減率については、15年度の決算額が下半期の金額であるため、14年度予算額及び14年度決算額に1/2を乗じて算出した。 削減要因としては、 ① 保険事業費（農業・漁業の保険金等）及び保証事業費（林業の代位弁済費等）が、それぞれ14年度予算対比で減少したこと。 ② 事業費の大宗を占める貸付事業費については、農業・漁業の低利資金、林業の推進資金に係る貸付が、長引く低金利情勢により有利性が薄れたこと等を反映して、14年度予算対比で減少したこと。 が挙げられる。 (2) 事業費の削減に直接つながる取組として、 ① 林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、中期目標期間中に、次表のとおり長期借入れを行った。 借入れに当たっては、平成16年度までは、融資機関との交渉により借入条件を決定する方法により行っていたが、一層の事業費の節減につながるよう平成17年度以降は一般競争入札を実施した。	年度	決算額	14年度予算額に対する削減率	(参考)14年度決算額に対する削減率	15	34,614	△37.1%	△10.3%	16	63,098	△42.7%	△18.3%	17	74,511	△32.3%	△3.5%	18	65,541	△40.5%	△15.1%	19	76,397	△30.6%	△1.1%
年度	決算額	14年度予算額に対する削減率	(参考)14年度決算額に対する削減率																						
15	34,614	△37.1%	△10.3%																						
16	63,098	△42.7%	△18.3%																						
17	74,511	△32.3%	△3.5%																						
18	65,541	△40.5%	△15.1%																						
19	76,397	△30.6%	△1.1%																						

(単位：百万円)

年度	借入時期	借入金額	借入利率	(参考)	
				国債利率(5年)	長プラ利率
15	15年10月	1,996	0.859%	0.409%	1.65%
16	16年6月	575	1.227%	0.777%	1.90%
	16年10月	2,268	0.930%	0.480%	1.70%
17	17年6月	972	0.320%	0.319%	1.50%
	17年10月	1,982	0.637%	0.624%	1.80%
18	18年6月	768	1.318%	1.299%	2.50%
	18年10月	1,407	1.246%	1.012%	2.35%
19	19年6月	1,808	1.322%	1.246%	2.25%
	19年10月	3,766	1.295%	1.130%	2.25%

- ② サービスへの委託に当たっては、全国的に事業実施していること、同様の債権についての取扱実績、回収手法、回収姿勢及び経費負担等を考慮して、サービスを選定（平成19年11月の選定に当たっては企画競争を実施）するとともに、委託費の支払いについては回収実績の一定の割合を支払う方法とし、費用対効果に配慮した。

中期目標期間中のサービスによる回収額、支払った委託経費の実績額は次表のとおりである。

(単位：百万円)

年度	15	16	17	18	19
回収額	35	85	108	66	82
委託経費	6	39	47	23	24

- (3) さらに、代位弁済額や支払保険金の抑制に向けての取組として、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、審査協議会において協議を行うなど厳正な保証審査を行うことにより代位弁済の抑制に努めているところである。

基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会との情報の共有に努めるとともに、基金協会の審査の精度の向上に資するよう、大口保険引受及び大口保険金請求に関して基金協会との事前協議を徹底することで、保険事故の発生の抑制に取り組んだ。

特に、平成19年度から、農業信用保険業務においては畜特資金、負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金について、漁業信用保険業務においては借替緊急融資資金について、大口保険引受に係る事前協議の対象額を従前の2分の1に引き下げ、事前協議の対象範囲の拡大等を行った。また、農業信用保険業務においては、負債整理資金である畜特資金・負担軽減支援資金について部分保証を導入した。

評価の指標 ○ 事業費の削減率（平成14年度比で5%以上）

評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	A	経費削減は目標を達成していると評価できる。ただし、事業費の削減については、需要減少という外部要因によるところが大きく、効率化によるものとは直ちに判定できないことに留意を要する。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目： 2 業務運営体制の効率化

小項目：

中期目標	4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で定員削減を行うほか、その効果を踏まえた組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。
中期計画	(1) 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で3名の定員削減を行うほか、その効果を踏まえつつ、総務、経理等の管理部門の再編等、業務の質や量に対応した組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。
業務の実績	(1) 平成15年11月に4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分れている事務所を本部事務所（千代田区内神田コープビル）に統合することを決定するとともに、各事務所横断のプロジェクトチームを発足させ、統合に係る準備を進めた。 平成16年12月6日に事務所の統合を完了し、一体的に業務運営ができることとなった。 (2) 事務所統合の成果を踏まえ、以下の取組を実施した。 ① 平成16年12月の事務所統合時に総務部については「3課体制」から「2課体制」へ、経理部については「4課体制」から「3課体制」へのスリム化を実施した。 平成17年11月に経理部の組織体制について経理総括課並びに経理第一課及び経理第二課に再編成し、出納事務、資金運用事務及び給与振込事務について経理総括課において一元的処理を行った。 さらに、平成20年1月に経理部を廃止して、経理総括課、経理第一課及び経理第二課を総務部に編入するとともに、信用基金全体の情報システムを統括するシステム管理課、コンプライアンスの指導等及び内部監査を実施する監理室を新設した。 また、各部の次長ポストを廃止して総務部考査役を新設するとともに、各部の調査役及び専門役についても総務部に配置し、効率的な活用を図った。 ② 公用車について、平成16年12月の事務所統合時に4台のうち2台を廃止し、平成19年3月に2台のうち1台を廃止した。また、あわせて運転手延べ3名を削減した（現在は1台）。 ③ このほか、事務所統合に伴い、事務所の維持管理経費、官報等購読費の削減など、経費節減を図った。また、事務処理の迅速化・効率化（役員決裁等）が図られた。 (3) 管理部門（総務部、経理部）について、平成16年12月の事務所統合時に、総務部及び経理部をそれぞれ1課削減するとともに、給与計算・社会保険事務の外部委託により、人員の4名を削減した。また、平成18年4月に1名、平成20年1月に3名をそれぞれ削減した。これにより、独立行政法人移行後の管理部門について、8名の人員削減を行った。 (4) 信用基金の人員については、期初（平成15年10月1日時点）の130名から、平成16年度に4名、平成17年度に2名、平成19年度に1名の計7名の削減を行い、期末（平成19年度末）は123名となった。また、独立行政法人化に先立ち、事務

	所統合効果を見据えた人員削減を前倒しで3名行っている。	
評価の指標	○ 事務所統合の状況 ○ 前倒しの定員削減の状況（3名） ○ 組織体制・人員配置の見直しの状況 ○ 人員削減の状況	
評価等	評定	（理由・指摘事項等）
	A	目標を達成しており、組織再編についても努力していると評価する。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目： 2 業務運営体制の効率化

小項目：

中 期 目 標	また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。
中 期 計 画	(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。
業 務 の 実 績	(1) 職員の能力の向上及び信用基金の相談機能の強化を図るため、実践的な研修体系を構築することとし、平成15年10月に研修規程を整備するとともに、これに基づき同年10月に中期研修計画を策定した。 (2) 中期研修計画に基づき各年度ごとに研修計画を作成し、中期目標期間中に以下の研修を実施した。実施に当たっては、計画的養成研修と実務的、専門的スキルを習得させる能力開発研修に体系化して行うとともに、研修の実効性の確保、今後の研修の充実に反映する観点から、研修受講者に対して確認テストの実施やレポートの提出を課した。 また、平成19年度においては、研修の成果、効果を測定するため、研修終了後に受講者に対して、アンケートを実施し、その結果、9割以上の受講者が「研修が役に立った」とし、成果としては、「保険数理に対する理解が深まった」、「管理職としての意識の向上に役立った」等の回答があった。 (計画的養成研修) ①新規採用研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修） ②一般職員研修（課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修） ・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 ・保険数理の基礎を理解する研修 ③現地研修（課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修） ④課長研修（課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法、メンタルヘルスに関する研修） (能力開発研修) ①実践的研修（全職員を対象に農林漁業の情勢、経済・金融情勢、コンプライアンス、個人情報保護等、専門的知識を習得させる研修） ②専門的研修（信用基金の各業務又は他法人が行う研修） ・林業の現状を把握させる現地研修（林業信用保証業務主催） ・政府関係法人会計事務研修（財務省会計センター主催） ・予算編成支援システム研修（財務省会計センター主催） ・評価・監査セミナー（総務省行政評価局主催） ・金融、保証等に関する通信教育研修（財務入門コース、財務基礎コース、証券基盤、債権管理・回収実践対策講座、演習債権管理回収コース、信用事業税務、トラブルを防ぐ融資法務） なお、職員の士気向上に役立てるため、平成18年度に業務改善提案制度を導入し、平成19年度に一層充実させた。

評価の指標	○ 研修の実施状況	
評価等	評 定	(理由・指摘事項等)
	B	研修内容の充実が図られてきておりおおむね順調であるが、金融機関としてのスキルの向上と内部監査体制強化のためのさらなる努力を期待する。また、研修の効果については第三者からの評価も必要と考える。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目： 3 経費支出の抑制

小項目：

中 期 目 標	一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。 なお、人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。																								
中 期 計 画	すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上の節減を行う。 ・ 予算管理、調達に係る規程を整備し、予算の執行管理体制を整備する。 ・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 ・ 業務実施方法を見直す。 ・ 一般競争入札等の積極的な導入を図る。 なお、人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。なお、現中期目標期間が終了する19年度末まで（平成18年度以降2年間に、少なくとも人件費の2%を削減。																								
業 務 の 実 績	(1) 中期目標期間の一般管理費及び14年度予算額に対する削減率は、次表のとおりである。 (14年度予算額2,659百万円（14年度決算額2,284百万円）） (単位：百万円) <table><tr><th>年度</th><th>決算額</th><th>14年度予算額 に対する削減率</th><th>(参考)14年度決算額 に対する削減率</th></tr><tr><td>15</td><td>1,011</td><td>△24.0%</td><td>△11.5%</td></tr><tr><td>16</td><td>2,234</td><td>△16.0%</td><td>△2.2%</td></tr><tr><td>17</td><td>2,002</td><td>△24.7%</td><td>△12.3%</td></tr><tr><td>18</td><td>1,869</td><td>△29.7%</td><td>△18.2%</td></tr><tr><td>19</td><td>1,939</td><td>△27.1%</td><td>△15.1%</td></tr></table> (注) 15年度の削減率については、15年度の決算額が下半期の金額であるため、14年度予算額及び14年度決算額に1/2を乗じて算出した。 ① 削減要因としては、事務所統合による事務所借料の節減、人員削減や給与引き下げによる人件費の削減、電算システム（農業保険）の自主運用による委託費の節減（自主運用化前の外部委託費の年額52百万円（平成16年度）に対し、自主運用化後の運用経費（システムリース料等）は年額22百万円と大幅に削減。）等が挙げられる。 ② また、林業信用保証業務においては、一般管理費について国庫補助金の交付を受けていることを踏まえ、各年度の業務運営方針において経費削減に向けて取り組む事項を定め、執行状況を把握しながら適切な予算執行に努めることにより、一層の一般管理費の削減に取り組んだ。具体的には、経費削減委員会を設置し、四半期毎の予算の執行管理（出張計画の調整による旅費の効率的な使用等）を行い、経費削減に努めた。	年度	決算額	14年度予算額 に対する削減率	(参考)14年度決算額 に対する削減率	15	1,011	△24.0%	△11.5%	16	2,234	△16.0%	△2.2%	17	2,002	△24.7%	△12.3%	18	1,869	△29.7%	△18.2%	19	1,939	△27.1%	△15.1%
年度	決算額	14年度予算額 に対する削減率	(参考)14年度決算額 に対する削減率																						
15	1,011	△24.0%	△11.5%																						
16	2,234	△16.0%	△2.2%																						
17	2,002	△24.7%	△12.3%																						
18	1,869	△29.7%	△18.2%																						
19	1,939	△27.1%	△15.1%																						

(2) 予算の執行管理

① 平成15年10月に予算管理、調達に係る規程である会計規程、契約事務取扱要領を整備するとともに、各年度において、適切な予算の執行管理の実施のため、事業の実施にあたって、期中進行管理を行うとともに、担当部署との協議を行い、過去の実績に基づき、部署別の予算配分・管理を行った。

② 平成17年11月に経理部の組織体制の見直しの一環として経理総括課を設置し、出納事務等の一元的処理による経理事務の効率化、円滑化を図った。

③ 適正な資産評価に資するため、平成18年9月に「減損処理」に係る会計規程の改正を行うとともに、同日付で「固定資産の減損に係る会計基準」を制定した。

なお、固定資産の減損処理においては、減損が認識されなかった土地、建物等（事務所及び宿舍（2箇所））の固定資産も含めて適正な資産評価を行い、その保有目的、利用状況を把握した。

固定資産のうち信用基金が保有する宿舍について、その有効活用を図るため、信用基金の職員のほか、他の独立行政法人や国に在籍する職員に対しても、信用基金の宿舍の貸与ができるよう宿舍等貸与規程の改正を行った。

また、保有資産の見直し状況については、平成20年度の監事監査が行われている。

(3) コスト意識の徹底

コスト意識を徹底させるため、以下の措置を講じた。

- ・ 契約担当部署と経理部との合同会議を通じたコスト意識の徹底
- ・ 予算の期中進行管理を行い、役職員に対し年度中の執行見込を周知
- ・ 部署別予算配分・管理を実施

(4) 業務実施方法の見直し

① 経費支出を抑制するため、以下のように業務実施方法・体制を見直した。

- ・ 平成15年度に林業信用保証業務における代位弁済に係る現地調査について、案件の内容に応じて受託金融機関の活用などにより現地調査人員を削減した。
- ・ 平成16年9月に農業信用保険業務において実施していた調査事業のうち類似の調査を一本化した。
- ・ 平成17年11月に経理事務において、ファーム・バンキングを導入することにより、経理事務の効率化を図った。
- ・ 平成18年度に資料の保管スペース節減のため、文書の電子情報化を推進するとともに、基金協会への通知書様式の見直し等による事務処理の効率化を図った。
- ・ 平成19年3月に迅速な情報提供、事務の合理化を図るため、回覧文書等を掲示するサイトとして、基金LANに「掲示板サイト」を設けた。
- ・ 平成19年度に信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システムの整備を行うとともに、信用基金内の現行LANの再構築を行った。
- ・ 平成16年12月の事務所統合時に管理部門（総務部、経理部）組織の再編成を行い、総務部及び経理部それぞれ1課を削減した。また、平成20年1月には、経理部を廃止し、総務部に統合した。
- ・ 平成20年1月に信用基金全体の情報システムを統括するシステム管理課を新設し、システム化による業務の効率的実施を図っていくこととした。

② 業務実施方法の見直しに資するため、平成19年3月に業務改善提案実施要領を制定し、職員から業務改善について提案を募る業務改善提案制度を導入した。さらに、一層の充実を図るため、平成19年12月に業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領を制定し、業務改善提案制度を一層充実させるとともに、事務の遂行状況の自主点検及びその結果に基づく改善策の検討を行うための仕組み・体制を整備した。

③ 外部委託については、平成15年度以降、林業信用保証業務における求償権回収業務の一部を債権回収業者（サービサー）に委託した。また、平成16年度以降、給与計算・社会保険事務の外部委託を行った。

なお、官民競争入札については、例えば、貸付金の回収業務については、貸付対象が農業信用保証保険法等の法令に基づき設立された公的団体であり、また、貸付件数も限られていることから、官民競争入札の対象となるほどの業務量はないこと、民間に委託することにより効率的に実施できる業務については既に委託していることから、実施しなかった。

(5) 一般競争入札等の導入

① 平成15年10月に制定した契約事務取扱要領の中で、一般競争入札・指名競争入札の基準、随意契約にできる場合を規定した。

さらに、公共調達に関する国の取組を踏まえ、随意契約の適正化に向けた取り組みを推進するため、平成19年に「随意契約見直し計画」を策定するとともに、計画の進捗の管理とその厳正な実施を行うため、契約審査会を設置した。

また、同年9月に契約情報公表要領を定め、一定金額以上の契約については契約締結日から10日以内にホームページにおいて公表を行うこととした。

加えて、契約に関する問い合わせの総合窓口を設置するとともに総合評価落札方式による一般競争の仕組みの検討を行うプロジェクトチームを設置した。

② 中期目標期間中に締結した契約の契約形態、件数、金額は次のとおりである。

	契約形態	件数（件）	金額（百万円）
15年度	一般競争	1（14.3%）	27,511（55.9%）
	随意契約	6（85.7%）	21,686（44.1%）
	計	7（100.0%）	49,197（100.0%）
16年度	一般競争	9（39.1%）	160,112（69.5%）
	随意契約	14（60.9%）	70,316（30.5%）
	計	23（100.0%）	230,428（100.0%）
17年度	一般競争	3（18.8%）	8,033（12.2%）
	随意契約	13（81.2%）	57,886（87.8%）
	計	16（100.0%）	65,919（100.0%）
18年度	一般競争	2（18.2%）	5,964（15.7%）
	随意契約	9（81.8%）	31,960（84.3%）
	計	11（100.0%）	37,924（100.0%）
19年度	一般競争等	9（40.9%）	51,981（37.8%）
	随意契約	13（59.1%）	85,565（62.2%）
	計	22（100.0%）	137,546（100.0%）

注1. 支出原因に基づくもので、工事・製造250万円以上、財産の買入れ160万円以上、物件の借入80万円以上、役務の提供100万円以上の契約を対象とし金融取引を除いた。

2. 平成19年度は、一般競争等として企画競争を含めた。

平成19年度の随意契約においては、監査契約1件、官報掲載1件、システムに係るプログラム修正・保守11件である。このうち、監査契約については、独立行政

法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとしていること、官報掲載については、東京都区内の取扱業者が2社と限定され、費用も同一であることから、随意契約としている。システムに係るプログラム修正・保守については、システム開発業者と契約する必要があることから、随意契約としているが、今後、仕様書等の整備を図り、次期システム移行時から一般競争入札等に移行することとしている。

- ③ 平成15～19年度に実施した一般競争入札のうち落札率が高い契約は、19年度の給与・社会保険事務の業務委託契約（97%、4,463千円）であった。これは、予定価格の積算に当たって、同じ事業を行っている社会保険労務士の標準報酬額をホームページ等から収集し、その平均報酬額を基に算定したことから、実勢価格に近く、落札率が高くなったためと思われる。

- ④ 平成19年度に締結した契約については、平成20年度の監事監査の結果、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の実施は、適正であった。

さらに、平成20年2月の監事監査実施要領の改正により、契約に関する決裁文書は、施行前に監事へ回付することとし、監事のチェック機能を強化することとした。

(6) 人件費の削減

- ① 人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、人員の削減等により、平成19年度決算においては、11億14百万円であり、目標の2%削減に対し、8.3%の削減となった。

平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算
1,215百万円	1,172百万円	1,114百万円
平成17年度決算 に対する削減率	△3.5%	△8.3%

- ② 信用基金の対国家公務員指数については、次表のとおりである。信用基金の対国家公務員指数は、①専門性の高い業務を行っていることから、大学卒の職員の割合が高いこと、②事務所が東京都特別区のみに所在するため、国の地域手当に相当する特別都市手当が職員全員に支給されていること、から国家公務員と比較して高くなっているが、これらの点を考慮して算定した対国家公務員指数（地域別・学歴別）については、19年度で102.0となっている。

さらに、対国家公務員指数の引き下げに向けて、中期目標期間中において、国以上の給与カーブのフラット化及び特別都市手当の抑制、職務手当の引下げ、再雇用職員の活用等の措置を行った。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	—	105.7	104.3	104.6	102.0
(参考)対国家公務員指数	124.4	122.8	121.1	121.4	118.0

- ③ 給与水準については、平成20年度の監事監査が行われている。

評価の指標

- 一般管理費の削減率（平成14年度比で13%以上）
- 予算の執行管理体制の整備の状況
- 役職員に対するコスト意識の徹底の取り組み状況
- 業務実施方法の見直しの状況
- 一般競争入札等の導入状況
- 人件費の削減率（平成17年度比で2%以上）

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	目標を達成していると評価する。予算の執行管理態勢、コスト意識の徹底も進んできている。ただし、人件費の削減については、専門性と効率性の両面を踏まえた給与体系の適正化にさらなる努力を期待する。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目： 4 内部監査の充実

小項目：

中期目標	業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。
中期計画	業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。
業務の実績	(1) 平成15年10月に常勤監事をサポートするため、総務課に担当課長補佐を配置した。 (2) 内部監査については、企画調整室に所掌させることとし、平成17年2月に内部監査規程及び内部監査マニュアルを制定した。 その後、内部監査の形骸化を防ぐべく、内部監査体制の一層の充実・強化を図るため、平成19年12月に内部監査規程及び内部監査マニュアルの全面改正を行い、内部監査の実施を担当する部署を監理室（新設）として、自己査定業務を含む信用基金の業務全般について内部管理態勢の評価や問題点の改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施する体制を整備するとともに、内部監査を補完する仕組みとして、事務ミスの実態把握と管理を行うため、各業務ごとに事務リスクの自主点検を実施する仕組みを整備した。 (3) 各年度において、内部監査年度計画及び実施計画を策定し、これに基づき、次の内部監査を実施した。また、年度計画・実施計画の策定及び監査報告書のとりまとめに当たっては、監事と協議・意見交換を行い、連携を図った。 ・文書管理、物品管理（17年3月実施） ・農業災害補償関係業務（17年9月実施） ・農業信用保険業務（17年10月実施） ・出張の実施状況（18年3月実施） ・漁業信用保険業務（18年11月実施） ・漁業災害補償関係業務（18年11月実施） ・林業信用保証業務（18年12月実施） ・保有個人情報の管理状況（19年2月実施） ・契約に関する事務（20年2月実施） ・有価証券に関する事務（20年2月実施） (4) 内部監査の一層の充実を図るため、各年度において、担当職員の監査能力を向上させるための研修（総務省行政評価局主催の評価・監査セミナー）に参加させている。 (5) なお、信用基金におけるコンプライアンス態勢の整備を図るため、平成19年12月にコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置するとともに、平成20年1月にコンプライアンスの指導・監督を行う監理室を新設した。 (6) コンプライアンス態勢の整備状況については、平成20年度に監事監査が行われており、コンプライアンス規程の制定、外部有識者を入れたコンプライアンス委員

	会の設置等にとどまらず、今後、引き続き、コンプライアンス・マニュアルの作成等に着実に取り組むよう対応を求められている。	
評価の指標	○ 内部監査体制の充実・強化の状況	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	A	目標を達成できているが、その年の重点項目だけでなく、毎年定期的に行う項目を定めて各業務プロセスについて継続的に監査することが必要である。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目： 5 評価・点検の実施

小項目：

中期目標	保証保険等に係る評価手法について、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」等を踏まえつつ検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを順次導入する。	
中期計画	(1) 保証保険等に係る評価手法について、必要に応じて有識者を活用しつつ、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」や他の政府系金融機関の検討状況等を踏まえて検討する。 (2) (1)の検討結果を踏まえ、信用基金内部に横断的な業務の評価・点検チームを設置するなど体制整備を行い、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを順次導入する。	
業務の実績	(1) 平成15年度以降、各業務ごとに評価を実施した。 (2) 平成18年3月に独立行政法人農林漁業信用基金評価点検要領を制定し、各業務を横断的に二次評価する評価点検委員会を設置し充実を図った。 また、平成19年3月に同委員会において、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを次のよう定めた。 ① 毎事業年度5月中に前年度業務実績について各部門において評価（一次評価）を実施 ② 評価・点検委員会による評価（二次評価）を実施（6月） ③ 評価・点検委員会から全体定例会に対し、二次評価結果の報告及び業務への反映を要請 ④ フォローアップ ア 各部門から委員会へのフォローアップ結果の報告 イ 委員会から全体定例会へのフォローアップ結果の報告	
評価の指標	○ 保証保険等に係る評価手法の検討状況 ○ 横断的な業務の評価・点検に係る体制整備と評価結果を業務運営に反映させる仕組みの導入状況	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	B	評価・点検委員会による評価が実施されたが、業務運営への反映が適切になされているか、仕組みの有効性について引き続き検証と説明が必要である。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

中項目： 6 情報処理システムの効率的な開発・運用

小項目：

中期目標	各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図るとともに、業務運営の効率化に必要な情報処理システムの開発・改良を行う。この場合、システムの設計の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費・運用経費を適正なものとする。
中期計画	各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図る等業務運営の効率化を実現するために必要不可欠な情報処理システムの開発・改良を行う。 この場合、設計、業務処理方法の設定の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費を適正なものとする。その際、現行システムの運用面での課題等を十分に分析し、システムの拡張性を確保するとともに、次期システムの運用経費については、抑制する。
業務の実績	(1) 独立行政法人会計基準に基づいた経理処理をスムーズにかつ確実に実施するための各部門共通の会計システムを開発し、平成16年4月より同システムを稼働させた。この結果、伝票様式の統一、共通経費管理、処理データの二次加工が可能となった。 (2) 農業信用保険業務の保険引受システムについて平成16年4月より開発作業を行い、平成17年4月末にデータ移行を完了し、平成17年5月から本格稼働した。この結果、①データ補正事務の効率化、②電算機使用料等の削減、が図られた。また、保険料率改定に係るシステム修正を行うとともに、システムの安定運用に努めた。 (3) 農業信用保険業務における保険通知等の事務の改善に資するため、パソコン作成データによる保険通知受入システムの開発を行い、平成16年3月より稼働させた。 (4) 林業信用保証業務のシステムについて、利用者のリスクに応じた信用格付けシステムを導入し、平成15年10月より稼働させた。さらに、利用者情報、事故・延滞情報等のデータ管理や、債務者区分に対応した引当金算出などのシステムを整備し、保証審査から債権管理までを統合して経営管理できるシステムを構築した。この結果、利用者の信用リスクの算出や帳票出力等、保証審査や債権管理の電算処理が可能となったほか、システムを活用した保証利用者の財務分析やアドバイスの実施に活用している。 (5) 漁業信用保険業務のシステムについて、事故率等を分析するためのシステムを構築し、平成18年1月より稼働させた。この結果、任意の保険期間、保険金額など様々な条件下における事故率の分析が可能となった。また、保険料率算定に係るシステムの修正を行うとともに、保険料率改定や経営安定資金に係る部分保証の導入に伴うシステムの修正を行った。 (6) 平成18年度においては、これまでに各業務ごとに開発した各種システムの適切な運用を図るとともに、信用基金における情報化を総合的・計画的に推進するため、平成17年度に設置した情報化統括責任者（CIO）及び情報化推進委員会において、情報機器類の安全対策、データの管理状況等についての点検や改善策の検討を行った。

	(7) 平成19年度においては、信用基金におけるシステムリスク管理体制の充実強化を図るため、信用基金全体の情報システムを統括する部署としてシステム管理課を新設し、 ① 情報システムにおける個人情報の安全確保等を図るため、個人情報取扱規程の充実 ② 信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システム、信用基金内の現行LANの再構築を行った。	
評価の指標	○ 情報処理システムの開発・改良の状況	
評価等	評 定 A	(理由・指摘事項等) 目標を達成していると評価する。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

中項目：1 事務処理の迅速化

小項目：

中 期 目 標	① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。																																																												
中 期 計 画	(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下のとおり標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。 ア 保険通知の処理・保険料徴収 月次処理（月次処理） イ 保険金支払審査 27日（30日） ウ 納付回収金の受納 月次処理（月次処理） エ 保証審査 7日（8日） オ 代位弁済 150日（180日） カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付（償還日と同日付貸付） 農業短期資金 月3回（5のつく日）（月3回（5のつく日）） 林業 3日（4日） 漁業長期資金 償還日と同日付貸付（償還日と同日付貸付） 漁業短期資金 10日（30日） ※（ ）内は、実績値																																																												
業 務 の 実 績	○ 各業務に関し、中期目標期間中の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標（8割以上）を上回る結果となった。 <table><tr><th colspan="2">業 務</th><th>全処理件数 (A)</th><th>標準処理期間 内の処理件数 (B)</th><th>標準処理期間 内の処理割合 (B÷A)</th></tr><tr><td rowspan="5">農 業</td><td>保険通知の処理・保険料徴収</td><td>472,494件</td><td>467,656件</td><td>99%</td></tr><tr><td>保険金支払審査</td><td>15,897件</td><td>15,431件</td><td>97%</td></tr><tr><td>納付回収金の受納</td><td>250,826件</td><td>250,826件</td><td>100%</td></tr><tr><td>農業長期資金の貸付審査</td><td>1,089件</td><td>1,089件</td><td>100%</td></tr><tr><td>農業短期資金の貸付審査</td><td>455件</td><td>450件</td><td>99%</td></tr><tr><td rowspan="3">林 業</td><td>保証審査</td><td>8,573件</td><td>7,729件</td><td>90%</td></tr><tr><td>代位弁済</td><td>412件</td><td>374件</td><td>91%</td></tr><tr><td>貸付審査</td><td>208件</td><td>208件</td><td>100%</td></tr><tr><td rowspan="5">漁 業</td><td>保険通知の処理・保険料徴収</td><td>180,836件</td><td>180,836件</td><td>100%</td></tr><tr><td>保険金支払審査</td><td>358件</td><td>347件</td><td>97%</td></tr><tr><td>納付回収金の受納</td><td>41,435件</td><td>41,435件</td><td>100%</td></tr><tr><td>漁業長期資金の貸付審査</td><td>1,358件</td><td>1,358件</td><td>100%</td></tr><tr><td>漁業短期資金の貸付審査</td><td>35件</td><td>35件</td><td>100%</td></tr></table>	業 務		全処理件数 (A)	標準処理期間 内の処理件数 (B)	標準処理期間 内の処理割合 (B÷A)	農 業	保険通知の処理・保険料徴収	472,494件	467,656件	99%	保険金支払審査	15,897件	15,431件	97%	納付回収金の受納	250,826件	250,826件	100%	農業長期資金の貸付審査	1,089件	1,089件	100%	農業短期資金の貸付審査	455件	450件	99%	林 業	保証審査	8,573件	7,729件	90%	代位弁済	412件	374件	91%	貸付審査	208件	208件	100%	漁 業	保険通知の処理・保険料徴収	180,836件	180,836件	100%	保険金支払審査	358件	347件	97%	納付回収金の受納	41,435件	41,435件	100%	漁業長期資金の貸付審査	1,358件	1,358件	100%	漁業短期資金の貸付審査	35件	35件	100%
業 務		全処理件数 (A)	標準処理期間 内の処理件数 (B)	標準処理期間 内の処理割合 (B÷A)																																																									
農 業	保険通知の処理・保険料徴収	472,494件	467,656件	99%																																																									
	保険金支払審査	15,897件	15,431件	97%																																																									
	納付回収金の受納	250,826件	250,826件	100%																																																									
	農業長期資金の貸付審査	1,089件	1,089件	100%																																																									
	農業短期資金の貸付審査	455件	450件	99%																																																									
林 業	保証審査	8,573件	7,729件	90%																																																									
	代位弁済	412件	374件	91%																																																									
	貸付審査	208件	208件	100%																																																									
漁 業	保険通知の処理・保険料徴収	180,836件	180,836件	100%																																																									
	保険金支払審査	358件	347件	97%																																																									
	納付回収金の受納	41,435件	41,435件	100%																																																									
	漁業長期資金の貸付審査	1,358件	1,358件	100%																																																									
	漁業短期資金の貸付審査	35件	35件	100%																																																									

評価の指標	○ 保険引受等の業務内容に応じた標準処理期間内の事務処理の達成度合（８割以上）	
評価等	評 定	（理由・指摘事項等）
	A	目標は達成しているが、業務別の標準処理期間の見直しなど、さらなる努力を期待する。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

中項目： 1 事務処理の迅速化

小項目：

中 期 目 標	② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。
中 期 計 画	(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。
業 務 の 実 績	(1) 農業信用保険業務 ① 大口保険引受案件（保険価額が1億円以上となる案件）については、対象案件（延べ1,232件）のすべてについて事前協議を実施した。これにより、引受に至らなかった案件は延べ34件、融資条件が変更された案件（担保、保証人、償還金額の変更）は延べ82件であった。 また、畜特資金、負担軽減支援資金については、事前協議の一層の徹底を図るため、対象金額を5千万円に引き下げ（平成19年4月）、同年7月に保険対象となった家畜飼料特別支援資金も対象金額を5千万円以上とした。 ② 大口保険金請求予定案件（個人に係る保険金請求額が3千万円以上となる案件等）については、対象案件（延べ136件）のすべてについて、代位弁済前の事前協議を実施した。これにより、免責を行った案件は延べ5件、回収計画の策定について申し送りをした案件は延べ4件であった。 また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に変更した。 ③ 平成17年度以降、基金協会の保証要綱等の制定・改正について、基金協会から事前にその案の提出を受け、内容について協議を実施した（延べ230件）。 ④ この他、「審査関連情報」の配布や会議における説明を通じて、保証引受審査や事故防止における着眼すべき項目を基金協会に周知した。 (2) 漁業信用保険業務 ① 大口保証引受案件（遠洋かつお・まぐろ漁業に係る保証額が2億円超の案件等）については、対象案件（延べ140件）のすべてについて事前協議を実施した。これにより、融資条件が変更された案件（融資期間の短縮、期中管理の徹底）は延べ2件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、借替緊急融資資金について、平成19年4月から事前協議の対象金額を2分の1に引き下げた。 ② 大口保険金請求予定案件（代位弁済額が5千万円以上の案件等）については、対象案件（延べ204件）のすべてについて、事前協議を実施した。これにより、回収計画の策定や保証審査の厳格化について、申し送りをした案件は延べ42件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月より事

	前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。 ③ 基金協会から「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。	
評価の指標	○ 基金協会等関係機関との、保険引受、保険金支払金審査等に係る情報の共有、意見調整の状況	
評価等	評定 A	(理由・指摘事項等) 目標を達成できているが、「事前協議」中心の対応から一歩進めて、本来的な意味での「情報の共有」「意見調整」ができる体制の構築を期待したい。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

中項目： 1 事務処理の迅速化

小項目：

中 期 目 標	③ 専決権限の弾力化を行う	
中 期 計 画	(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。	
業 務 の 実 績	(1) 事務処理の迅速化に向け、以下のような専決事項の拡充、専決金額の引き上げ等、専決基準の見直しを行った。 ① 事務処理の迅速化に向け、理事長決裁事案を農業信用保険業務を中心に見直し、理事以下の専決事案を大幅に拡大した（170事案→220事案）。 ② 保証契約の締結、保険金の支払等の専決金額の引き上げにより専決権限を拡大した。 (2) そのほか、以下のような業務処理方法の見直しを行った。 ・平成17年6月に消耗品等の購入・管理を一元化することにより、事務の効率化を図った。 ・平成17年11月に経理事務において、ファーム・バンキングを導入することにより、資金の支払・管理事務の迅速化を図った。 ・平成18年度に資料の保管スペース節減のため、文書の電子情報化を推進するとともに、基金協会への通知書様式の見直し等による事務処理の効率化を行った。 ・平成19年3月に迅速な情報提供、事務の合理化を図るため、回覧文書等を掲示するサイトとして、基金LANに「掲示板サイト」を設けた。 ・業務実施方法の見直しに資するため、平成19年3月に業務改善提案実施要領を制定し、職員から業務改善について提案を募る業務改善提案制度を導入した。さらに、一層の充実を図るため、業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領を平成19年12月に制定し、業務改善提案制度を一層充実させるとともに、事務の遂行状況の自主点検及びその結果に基づく改善策の検討を行うための仕組み・体制を整備した。 ・平成19年度に信用基金が行う保険関係事務、資産査定、償却引当事務及び出資関係事務に係る諸規程について、多岐にわたり複雑となっていたものをそれぞれ一元化し、事務処理の明確化・効率化を図った。	
評 価 の 指 標	○ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理方法の見直し状況	
評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	専決権限の弾力化など事務処理の迅速化に向けた取組がなされていると評価する。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

中項目： 2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映

小項目：

中 期 目 標	ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。
中 期 計 画	(1) ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。また、中期計画期間中毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数となるようにする。
業 務 の 実 績	(1) ホームページによる情報提供 ① 業務ごとに作成していたホームページについて、信用基金の業務等を分かりやすく伝えられるよう平成17年度に集約・リニューアルした。 また、利用者や国民一般に対して、より分かりやすく信用基金の業務内容等が提供できるよう、平成19年度にトップページを中心にホームページのリニューアルを行った。 ② また、中期目標期間中に新規に掲載した情報は次のとおり。 ・農業信用保険業務の機関誌「農業信用保証保険」の主な記事内容を掲載した。 ・「林材業の業況動向調査結果」の概要を掲載した。 ・入札・調達情報の欄を新設した。 ・「NEWS」欄を新設した。 ・個人情報関係の欄を新設し、プライバシーポリシーや法定公表事項等を掲載した。 ・融資機関に郵送していた林業信用保証業務に係る債務保証依頼書や債務保証協議書等の書類について、ホームページに様式集を設けた。 ・サイトマップを設けた。 ・漁業経営改善促進資金に関するリーフレットを掲載した。 ・随意契約に係る公表基準及び締結契約に係る情報を掲載した。 ・信用基金の役割、業務内容について、図表なども含めてわかりやすくまとめたページを新設した。 ・財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて各業務の目的、実績及び今後の取り組みについて説明した資料を掲載した。 ・決算情報について、前年比や財務分析指標（自己収入比率等）を掲載した。 ③ 役員の退任・任命、役職員の報酬・給与、退職公務員の状況など公表すべき事項は、すべて1週間以内にホームページに掲載した。なお、中期目標期間中の公表すべき事項の平均更新日数は、2.3日であった。 ④ 中期目標期間中のホームページアクセス件数は次表のとおりであり、すべての年度について目標値を上回った。

(単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
アクセス件数	9,103	23,143	32,175	35,943	53,574

- ⑤ ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、ホームページにアクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握など次のようなアクセス内容の分析を行った。アクセス内容の分析結果から、平成20年3月に実施したホームページのリニューアルにおいて、人気のあるページをより分かりやすい場所に配置するなどの工夫を図った。

人気のあるページ（分析例 19年度）

	ページの内容	レビュー数	割合
1	トップページ	71,749	12.9%
2	調達情報	23,623	4.3%
3	パンフレット	22,386	4.0%
4	信用基金の概要	11,182	2.0%
5	公表事項	10,651	1.9%

- ⑥ 情報開示の状況については、平成20年度の監事監査が行われている。

(2) 農業信用保険業務における情報提供

保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、中期目標期間中に基金協会をはじめ関係機関に提供した。

①機関誌「農業信用保証保険」（隔月発行）

保険の引受動向、保険金支払、回収状況といった業務に関する情報のほか、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報についてとりまとめたもの。

②「事故防止のためのヒント集」（年1回発行・小冊子）

保険金支払額1千万円以上の大口保険金支払案件の事故事例をもとに、今後の事故防止、保証引受審査等の対応で教訓となるものを取りまとめたもの。

③「審査関連情報」（年1回発行・小冊子）

保証引受審査において参考となる田畑価格の調査結果、主要農畜産物価格の動向などの情報やデータを「審査関連情報」としてとりまとめたもの。

④「保険事業概況」（年1回発行・冊子）

農業信用保険業務の概況をとりまとめもの。

⑤「農業信用保証・保険業務要覧」（年1回発行・冊子）

各基金協会の行う保証業務と信用基金の行う保険業務について、全国統計と協会別統計に整理した過去10年程度のデータ及び農業信用保証・保険制度をとりまく参考資料をとりまとめたもの。

⑥「農業信用保証保険年報」（年1回発行・冊子）

農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴をとりまとめたもの。

⑦スーパーS資金のリーフレット

(3) 林業信用保証業務における情報提供

- ① 保証の利用促進を図るため、保証の種類、利用要件、保証手続の流れについて記載した解説書を活用して、中期目標期間中に保証サービス内容の積極的なPR活動を以下のように行った。

ア 国の施策に係る事業を行っている地域を主体に保証の現地調査を行い、それに併せ都道府県の融資機関を訪問の上、制度及び保証内容について説明し、保証利用促進に努めた。

イ 「林業信用保証連絡協議会」を開催し、業界団体等に対し、基金の業務への理解の促進に努めた。

ウ 「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を開催し、都道府県及び信用基金相談員に対し説明し、PR活動、保証利用の促進に努めた。 エ 都道府県が主催する「農林漁業信用基金連絡協議会」において、融資機関に対し、利用促進が図られるようPR活動に努めた。 オ 「都道府県森林（木材）組合連合会事務担当者に対する信用基金利用説明会」を開催し、約定融資機関となっている森林（木材）組合連合会の事務担当者に対し、制度及び保証内容について説明し、保証利用の促進に努めた。 カ 経営の現状及び将来見込みについてアンケート調査を実施した上で創設された緊急経営支援保証の利用促進を都道府県、相談員、金融機関、対象事業体に対して行った。 キ 林業機械化展や他団体の林業研修に参加し、機械メーカーや参加者へのPRを行い、保証促進に努めた。 ② 林業・木材産業者等に対する経営診断を行った。 (4) 漁業信用保険業務における情報提供 ① 平成15年度に漁業信用基金協会と信用基金との間の保険引受、回収関係情報の提供をネットワークにより可能とするコンピュータシステムを開発した。その後、基金協会主催のブロック会議におけるネットワークに関する説明・参加要請等を通して、平成19年度末までにネットワークへの参加協会数は22協会となった。 ② このほか、漁業信用保険業務において次の保険引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、中期目標期間中に基金協会をはじめ関係機関に提供した。 ア 漁業統計年報 漁業信用保険業務の引受、弁済及び回収状況を取りまとめたもの。 イ 業務報告書 漁業信用保険業務の事業概要を取りまとめたもの。 ウ 漁業経営改善促進資金のリーフレット		
評価の指標	○ ホームページの情報提供の充実の状況 ○ ホームページの更新に要する期間（1週間以内） ○ アクセス件数（毎年度平均で6,000件以上）	
評価等	評 定 A	（理由・指摘事項等） HP更新の頻度、HPへのアクセス件数とも改善されており、利用者のみならず国民一般に対して、当該基金の業務とサービスの内容や実績等に関する情報開示と多面的かつわかりやすい説明を行っている努力を評価する。今後も幅広い情報提供に努めて欲しい。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

中項目： 2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映

小項目：

中 期 目 標	利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。
中 期 計 画	(2) アンケート調査等の実施により、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。
業 務 の 実 績	○ 信用基金の各業務において、アンケートの実施、会議を通じて利用者の意見を聴取し、それらの意見を業務運営に反映させるよう努めた。 (1) 農業信用保険業務関係 ① アンケートの実施 農協を対象に「農協貸出と農業信用保証保険制度に関する基本動向調査」を各年度に実施し、農協貸出や基金協会保証利用の動向、農業信用保証保険制度に関する意識や要望・意見を聴取するとともに、その結果をとりまとめ、基金協会に配布した。 ② 農業信用保険運営協議会の開催 基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を各年度に開催し、信用基金の決算、保証保険の概況等について説明し、意見交換を行った。 (2) 林業信用保証業務関係 ① アンケートの実施 林業・木材産業者を対象に「林材業の業況動向調査」を各年度に実施し、その結果をとりまとめ、利用者、都道府県及びマスコミに配布して周知を図った。 ② 改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の落込みの影響に関するアンケートの実施 平成19年度において、2回にわたり、改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の落込みの影響が懸念される事業者を対象に経営の現状及び将来見込みについての調査を実施し、その結果を踏まえて、緊急経営支援保証事業の実施（平成19年11月）に取り組んだ。 ③ ワンポイントアドバイスに関するアンケートの実施 平成16年度以降、保証利用者の財務状況を分析し、改善に向けた助言を行うワンポイントアドバイスを実施し、これに関連してアンケートを実施したところ「参考になった」との回答を多く得ている。 (3) 漁業信用保険業務関係 ① アンケートの実施 ・平成16年度に全基金協会を対象に、事務処理の迅速化についての取組状況

	や漁業保証引受の動向等に関するアンケートを実施した。そのとりまとめ結果については、水産庁、基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫に配付した。 また、新たな取組として平成16年12月から平成17年1月にかけて、基金協会から現地情勢を聴取するとともに、保証保険業務の適切な運営に向け広く意見交換を行い、業務運営に反映させた。 ・平成18年度に基金協会を対象に「金融機関との責任分担に係るアンケート」を実施し、意見の収集を行い、その結果をとりまとめ、結果概要について基金協会に配布した。 ② 漁業信用保険連絡協議会の開催 漁業関係団体、農林中央金庫及び（社）漁業信用基金中央会で構成する「漁業信用保険連絡協議会」を開催し、決算や保証保険業務について説明し、意見交換を行った。 ③ ブロック会議への出席 各年度に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、漁業信用保険業務の運営に当たっての基本方針について説明し、意見交換を行った。	
評価の指標	○ アンケート調査等の実施状況 ○ アンケート調査結果等の業務運営への反映状況	
評価等	評 定	（理由・指摘事項等）
	B	既存の利用者のみでなく、潜在的な利用者に関してもアンケートを実施し、業務改善の参考情報を収集する必要がある。また、アンケートや協議会・連絡会などの成果がどのように運営に反映されているかを明らかにすることが必要と考える。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

中項目：3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

小項目：

中期目標	保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。
中期計画	① 保険料率及び保証料率水準を随時点検し、必要に応じ料率等の見直しを行う。その際、以下の措置を講じる。 ・保険料率及び保証料率算定委員会を設置する。 ・保険料率及び保証料率の見直しをルール化する。
業務の実績	(1) 農業信用保険業務 ① 適切な保険料率の適用を確保することにより、当該業務の安定的な運営に資することを目的として、平成15年12月に保険料率算定委員会を設置した。 ② 中期目標期間の各年度において、保険料率算定委員会を開催し、事故率等保険料率の算定要素の動向について分析するなどの点検、保険料率の見直しに向けた検討を行った。 ③ 保険料率算定委員会における検討の結果、制度資金の効果の発揮や農業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう、平成17年7月に保険料率の引き上げを行うとともに、平成20年7月に保険料率の引き上げを行うこととした。 (2) 林業信用保証業務 ① 適切な保証料率の適用を確保することにより、当該業務の安定的な運営に資することを目的として、平成16年3月に保証料率算定委員会を設置した。 ② 中期目標期間の各年度において、保証料率算定委員会を開催し、事故率等保証料率の算定要素の動向について分析するなどの点検、保証料率の見直しに向けた検討を行った。 ③ 保証料率算定委員会における検討の結果、制度資金の効果の発揮や林業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて保証収支が均衡するよう平成19年10月に保証料率の引き上げを行った。 (3) 漁業信用保険業務 ① 適切な保険料率の適用を確保することにより、当該業務の安定的な運営に資することを目的として、平成16年3月に保険料率算定委員会を設置した。 ② 中期目標期間の各年度において、保険料率算定委員会を開催し、事故率等の算定要素の動向について分析するなどの点検、保険料率の見直しに向けた検討を行った。 ③ 保険料率算定委員会における検討の結果、制度資金の効果の発揮や漁業者負担

	の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年4月に保険料率の引き上げを行うこととした。	
評価の指標	○ 保険料率及び保証料率算定委員会の設置状況 ○ 保険料率及び保証料率の見直しルール化の状況	
評価等	評 定 A	(理由・指摘事項等) 保証料率及び保証料率の見直しに関して、体制整備に努力していると評価する。今後は、その実質的な成果に期待したい。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

中項目： 3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

小項目：

中 期 目 標	保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。																																																						
中 期 計 画	② 林業信用保証については、利用者ごとのリスクの違いにも配慮した保証料率の導入を平成15年10月1日に行う。																																																						
業 務 の 実 績	(1) 平成15年10月から、保証の種類及び利用者（被保証者）ごとの財務状況等リスクの違いにも応じた新たな保証料率を導入した。 ① 林業経営高度化推進資金等の国の制度資金については、従来の保証料率の区分が1区分だったものをリスクの違いに応じて2区分へ改定した。 ② その他一般資金については、保証料率の区分はリスクの違いに応じて3区分へ改定した。 (2) その後、平成19年10月の保証料率の改定にあつては、財務状況等リスクに応じてよりきめ細かく保証料率の区分を設定することとし、制度資金、その他一般資金とも8区分へ改定した。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">平成15年10月以前</th><th rowspan="2">平成15年10月改正後</th><th colspan="2">平成19年10月改正後</th></tr><tr><th>4倍協調資金等</th><th>3倍協調資金等</th></tr><tr><td rowspan="7">制 度 資 金</td><td rowspan="7">0.65%</td><td rowspan="6">0.65%</td><td>0.15%</td><td>0.10%</td></tr><tr><td>0.30%</td><td>0.20%</td></tr><tr><td>0.45%</td><td>0.30%</td></tr><tr><td>0.68%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>0.83%</td><td>0.55%</td></tr><tr><td>0.98%</td><td>0.65%</td></tr><tr><td>0.72%</td><td>1.13%</td><td>0.75%</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1.35%</td><td>0.90%</td></tr><tr><td rowspan="7">一 般 資 金</td><td rowspan="7">0.68%又は0.73%</td><td rowspan="3">0.73%</td><td colspan="2">0.20%</td></tr><tr><td colspan="2">0.40%</td></tr><tr><td colspan="2">0.60%</td></tr><tr><td rowspan="3">0.93%</td><td colspan="2">0.90%</td></tr><tr><td colspan="2">1.10%</td></tr><tr><td colspan="2">1.30%</td></tr><tr><td rowspan="2">1.13%</td><td colspan="2">1.50%</td></tr><tr><td colspan="2">1.80%</td></tr></table>						平成15年10月以前	平成15年10月改正後	平成19年10月改正後		4倍協調資金等	3倍協調資金等	制 度 資 金	0.65%	0.65%	0.15%	0.10%	0.30%	0.20%	0.45%	0.30%	0.68%	0.45%	0.83%	0.55%	0.98%	0.65%	0.72%	1.13%	0.75%			1.35%	0.90%	一 般 資 金	0.68%又は0.73%	0.73%	0.20%		0.40%		0.60%		0.93%	0.90%		1.10%		1.30%		1.13%	1.50%		1.80%	
	平成15年10月以前	平成15年10月改正後	平成19年10月改正後																																																				
			4倍協調資金等	3倍協調資金等																																																			
制 度 資 金	0.65%	0.65%	0.15%	0.10%																																																			
			0.30%	0.20%																																																			
			0.45%	0.30%																																																			
			0.68%	0.45%																																																			
			0.83%	0.55%																																																			
			0.98%	0.65%																																																			
		0.72%	1.13%	0.75%																																																			
		1.35%	0.90%																																																				
一 般 資 金	0.68%又は0.73%	0.73%	0.20%																																																				
			0.40%																																																				
			0.60%																																																				
		0.93%	0.90%																																																				
			1.10%																																																				
			1.30%																																																				
		1.13%	1.50%																																																				
1.80%																																																							
評 価 の 指 標	○ 林業信用保証業務におけるリスクの違いに配慮した保証料率の導入状況																																																						

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	
		リスクの違いを反映するようきめ細かな料率が導入されたことを評価する。今後は、新たな区分のもとでの効果について検証していく必要がある。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

中項目： 3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

小項目：

中 期 目 標	保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。	
中 期 計 画	③ 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。	
業 務 の 実 績	(1) 農業信用保険業務 中期目標期間中の各年度に農業信用基金協会の職員を対象とした研修会を、以下のとおり開催した。 ① 求償権管理回収等事務研修会 ・基金協会からの参加者数：延べ206名 ・主な研修内容：求償権の管理回収事例研究、破産法、民法、不動産登記法等の改正、債権の管理回収、不動産競売の実務 ・平均満足度：96% ② 保証審査実務担当者研修会 ・基金協会からの参加者数：延べ267名 ・主な研修内容：保証審査のポイント、実践的財務分析、貸出法務の要点、担保評価の実務、民法改正等 ・平均満足度：94% (2) 漁業信用保険業務 漁業信用基金協会の職員を対象とした全国研修会を以下のとおり開催した。 ・基金協会からの参加者数：延べ68名 ・主な研修内容：漁業保証保険取扱要領の一部改正及び基金協会会計規程の制定案等	
評 価 の 指 標	○ 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会の開催状況	
評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	研修会の成果が、業務に反映されることを期待する。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

中項目： 3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

小項目：

中 期 目 標	保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。
中 期 計 画	④ 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。
業 務 の 実 績	○ 農業・漁業信用保険業務の適正な業務運営を図るためには、基金協会との連携強化が必要であることから次の措置を講じ、基金協会に対する相談機能の強化を図った。 (1) 農業信用保険業務 ① 信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務担当者研修会に職員を参加させたほか、通信教育研修を実施した。 ② 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。 ア 引受・期中管理に係る個別協議の実施 大口保険引受案件について、事前協議を行った。また、大口保険引受案件のうち経営不振先のものについて、経営状況及び期中管理状況を把握するための現地協議を実施した。 イ 支払・回収に係る個別協議の実施 ・大口保険金請求予定案件について、代位弁済前の事前協議を実施した。 ・保険金請求が多い基金協会と代位弁済の実情について、現地協議を実施した。 ・回収納付見込額達成の督促、大口債務者の回収見通し及び求償権管理回収体制等について、現地協議を実施した。 ウ 基金協会からの申し出に基づく個別協議の実施 求償権償却や大口求償債務者に係る現況・回収方策について、個別協議を実施した。 ③ 法務相談 基金協会から寄せられた法務相談のすべてについて、顧問弁護士への相談や、参考文献の活用等により回答した。 (2) 漁業信用保険業務 ① 信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務者研修会に職員を参加させた。 ② 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。 ア 大口保証引受等に係る個別協議の実施 大口保証引受案件について、事前協議を実施した。また、保険金請求額が多い基金協会と保証引受方針等について現地協議を実施した。 イ 支払回収に係る個別協議の実施 ・大口保険金請求案件について、代位弁済前の事前協議を実施した。また、保険金請求額が多い基金協会と代位弁済の要件等について現地協議を

	施した。 ・回収目標額達成の督促、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した。 ③ 法務相談 基金協会から寄せられた法務相談のすべてについて、現地打ち合せや参考文献の活用等により回答した。	
評価の指標	○ 信用基金の相談機能の強化の状況	
評価等	評 定 A	(理由・指摘事項等) 基金協会との事前協議、個別協議に積極的に取り組んでいると評価する。なお、その成果について検証することが望ましい。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

中項目：3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

小項目：

中期目標	貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	
中期計画	(2) 貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	
業務の実績	(1) 農業信用保険業務と漁業信用保険業務の貸付金利 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金の金利については、貸付先の基金協会の保証引受に係る財務基盤の強化（基金の減耗を防ぎ、調達コストを軽減）に資するよう、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とした。中期目標期間中において「預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応した率」が0.019%～0.45%であったため、貸付金利は0.0095%～0.225%とし、農業で1,429件、漁業で1,389件の貸付を実行した。 (2) 林業信用保証業務の貸付金利 林業信用保証業務においては、木材産業等高度化推進資金制度に係る都道府県への貸付を行っている。この制度は、都道府県が信用基金からの借入金と自己資金を併せて金融機関に預託し、それを原資に金融機関が林業者等に低金利で貸付を行う仕組みとなっている。本制度における信用基金の貸付金利については、林野庁長官通知において「日本銀行が作成する『預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について』における『預入金額が1千万円以上の定期預金の1週間の預入期間別平均年利率』に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とすること」としている。中期目標期間中においては「預入期間が1年の利率」が0.031%～0.293%と1%未満であったため、貸付利率は0.031%～0.293%とし、176件の貸付を実行した。	
評価の指標	○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利の設定状況 ○ 林業信用保証業務における貸付金利の設定状況	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	B	基準に従った対応がなされているが、政策的な金利決定である。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第3 予算、収支計画及び資金計画

中項目：

小項目：

中 期 目 標	信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。 このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。 1 業務収支の均衡 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定のほか、次の①から③の定めるところにより、業務収支の均衡（経常損益ベース）を達成する。 ① 中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、引受審査能力の向上等によりその代位弁済率を2.98%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会の引受審査能力の向上に資する連携強化等により、農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.13%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 ② 基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 2 責任準備金の計上 保証・保険に係る業務については、適切な責任準備金の計上を行う。
---------	---

中 期 計 画

業務の実績 (1) 中期目標期間中の事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）、一般管理費、当期損益及び利益剰余金の実績額は、次表のとおりである。

(単位：百万円)						
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
事業費	34,614 △37.1%	63,098 △42.7%	74,511 △32.3%	65,541 △40.5%	76,397 △30.6%	
一般管理費	1,011 △24.0%	2,234 △16.0%	2,002 △24.7%	1,869 △29.7%	1,939 △27.1%	
当期損益	△1,866	2,250	1,531	△92	△1,300	523
農業信用 保険勘定	△1,181	△338	△118	△220	59	△1,798
林業信用 保証勘定	134	693	810	1,145	285	3,067
漁業信用 保険勘定	△834	1,855	773	△1,096	△1,701	△1,002
農業災害補 償関係勘定	5	△5	25	37	10	71
漁業災害補 償関係勘定	10	45	41	41	47	184

利益剰余金	4,991	7,240	8,771	8,680	7,379	
農業信用 保険勘定	3,351	3,012	2,894	2,674	2,734	
林業信用 保証勘定	134	827	1,637	2,782	3,067	
漁業信用 保険勘定	△834	1,022	1,795	700	△1,002	
農業災害補 償関係勘定	2,368	2,363	2,387	2,425	2,434	
漁業災害補 償関係勘定	△28	16	58	99	146	

- ① 事業費については、平成14年度予算1,101億円9百万円に対し、平成19年度決算では30.6%減の763億97百万円となった。
- ② 一般管理費については、平成14年度予算26億59百万円に対し、平成19年度決算では、27.1%減の19億39百万円となった。
- ③ 中期目標期間中の当期損益は、法人全体で5億23百万円の利益となり、中期目標期間末の利益剰余金（積立金）は、法人合計で73億79百万円となった。勘定別の内訳は次のとおりである。
- ・農業信用保険勘定では、農業者への融資の円滑化を図るため農業信用基金協会が行う債務保証の保険の業務等を行っているところであるが、原油価格や飼料価格の高騰、農産物価格の低迷等の影響を受け、保険金支払が高水準で推移したことから、平成19年度を除き当期損失金を計上し、中期目標期間合計で17億98百万円の赤字となった。この結果、独法化時に承継した45億円の利益剰余金は、平成19年度末には27億34百万円となった。なお、平成19年度末は支払備金の減少に伴い戻入が発生したこと等により59百万円の利益が生じた。
 - ・林業信用保証勘定では、林業者等への融資の円滑化を図るため林業者等への融資の債務保証の業務を行っているところであるが、木材価格の下落等による林業及び国産材関連の木材産業の低迷により、資金需要が減少し、毎年、保証残高が減少して、保証債務損失引当金戻入が発生した。このため、すべての年度において当期利益金を計上し、中期目標期間合計で30億67百万円の黒字となった。この結果、平成19年度末の利益剰余金は30億67百万円となった。
 - ・漁業信用保険勘定では、漁業者への融資の円滑化を図るため、漁業信用基金協会が行う債務保証の保険の業務等を行っているところであるが、引き続き資源状況の悪化、魚価の低迷に加えて、中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したことの影響を受け、平成18年度・19年度に保険金支払等が増加したことから、多額の当期損失金を計上し、中期目標期間合計で10億2百万円の赤字となった。この結果、平成19年度末には繰越欠損金が10億2百万円となった。
- ④ 中期目標期間中の各年度において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかったが、これは、保証・保険業務において、近年、赤字基調にある中で、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てることがあることによるものである。
- ⑤ 中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画の決算及び実績については

別添のとおり。

- (2) 中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率は、次のとおりである。

① 林業信用保証業務 2.85%

中期目標期間中（平成15年度下期から平成19年度）に保証引受した案件の当該期間中の代位弁済額／中期目標期間中に保証引受した額
＝5,448,637千円／190,858,758千円

中期目標期間中に保証契約を締結した案件に係る代位弁済率は、長期にわたる木材価格の低迷や平成19年度の改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の急減等林業・木材産業をめぐる厳しい経営環境の影響による代位弁済率上昇要因はあったものの、求償権の管理・回収に向けた取り組み、厳格な保証審査、適切な期中管理や保証料率の改定等の収支改善に向けた取り組みの励行により、設定した目標を達成した。

② 農業信用保険業務 0.12%

中期目標期間中（平成15年度下期から平成19年度）に保険引受した案件の当該期間中の保険金支払額／（中期目標期間中に保険引受した額×保険填補率（70%））
＝2,118,219千円／（2,516,782,680千円×0.7）

中期目標期間中に保険契約を締結した案件に係る事故率は、原油価格や飼料価格の高騰、農産物価格の低迷等の影響による事故率上昇要因はあったものの、求償権の管理・回収へ向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大、部分保証の導入等の収支改善に向けた取り組みの励行により、設定した目標を達成した。

③ 漁業信用保険業務 1.51%

中期目標期間中（平成15年度下期から平成19年度）に保険引受した案件の当該期間中の代位弁済額／中期目標期間中に保険引受した額
＝7,944,486千円／525,438,351千円

中期目標期間中に保険契約を締結した案件に係る事故率は、求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大等収支改善に向けた取り組みの励行にもかかわらず、引き続き資源状況の悪化、魚価の低迷に加えて中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したことの影響を受け、とりわけ遠洋まぐろはえ縄漁業者等において多額の代位弁済が発生したことから、設定した目標値を上回ることとなった。

(3) 求償権の管理・回収

- ① 中期目標期間中の回収金収入の目標及び実績は次表のとおりである。基金協会との連携強化、サービスの活用など求償権の管理・回収の強化に向けた取組を行ったが、全体としては、目標を下回ることとなった。これは、林業信用保証業務において、山林担保価値及び流動性の低下等により、回収実績が上がらなかったことによる。

(単位：百万円)

	回収目標 (A)	回収実績 (B)	(B) / (A)
農業信用保険業務			
15 年度	1,434	1,462	102%
16 年度	2,978	2,961	99%
17 年度	3,155	2,972	94%
18 年度	3,307	3,075	93%
19 年度	3,481	2,964	85%
計	14,355	13,434	94%
林業信用保証業務			
15 年度	630	470	75%
16 年度	1,084	370	34%
17 年度	1,430	452	32%
18 年度	1,259	423	34%
19 年度	680	488	72%
計	5,083	2,203	43%
漁業信用保険業務			
15 年度	1,035	1,194	115%
16 年度	1,668	1,576	94%
17 年度	1,534	1,597	104%
18 年度	1,411	1,448	103%
19 年度	1,288	1,589	123%
計	6,936	7,404	107%
合 計			
15 年度	3,099	3,126	101%
16 年度	5,730	4,907	86%
17 年度	6,119	5,022	82%
18 年度	5,977	4,946	83%
19 年度	5,449	5,041	93%
計	26,374	23,042	87%

② 求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み

ア 農業信用保険業務

大口債務者に係る代位弁済の状況についての基金協会との現地協議の実施、求償権管理回収等事務研修会の開催、次年度保険金・回収見込額の基金協会に対する調査、また、当年度事業見込み、次年度事業計画について申し出のあった基金協会との個別協議の実施などを通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、基金協会に対しサービスの活用を促すなど回収促進に努めた。

イ 林業信用保証業務

信用基金が直接に回収を行うものについては、年度当初及び期中において重要事案を中心に具体的取組方針を協議しつつ、回収チームを編成して現地交渉や催告書による請求を増やすことなどにより回収実績の向上に努めた。また、債権回収業者（サービス）と連携して定期的に回収方針の打合せを行うとともに、競売の申し立てや訴えの提起の法的措置を講ずることなどにより回収実績の向上に努めた。

ウ 漁業信用保険業務

求償権を有する基金協会より「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過についての情報を共有すると

もに、求償権回収方針や求償債務者の現況について基金協会との個別協議の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、求償権回収の一層の促進を図るため、平成19年度から求償権回収実績が低い基金協会を対象に、求償権回収の徹底に係る個別協議を行った。

③ その他収支改善に向けた取り組み

ア 農業信用保険業務

- ・ 大口保険引受案件について、保証引受前に基金協会と事前協議を行い、審査を徹底した。これにより、大口引受案件延べ1,232件のうち、引受に至らなかった案件は延べ34件、融資条件が変更された案件（担保、保証人、償還金額の変更）は延べ82件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月から畜特資金、負担軽減支援資金について対象金額を1億円から5千万円に引き下げ、同年7月に保険対象となった家畜飼料支援特別資金についても対象金額を5千万円以上とした。
- ・ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や経営不振の被保証先に対する期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件延べ136件について、代位弁済前の事前協議を行った。この事前協議により、免責を行った案件は延べ5件、回収計画の策定について申し送りをした案件は延べ4件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。
- ・ 負債整理資金である畜特資金・負担軽減支援資金については、平成19年4月から部分保証を導入した。
- ・ 保険料率については、制度資金の効果の発揮や農業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年7月から保険料率の引き上げを行うこととした。

イ 林業信用保証業務

- ・ 審査協議会の開催を通じた厳格な保証審査（審査協議延べ990件、延べ477件について保全措置の追加、拒否等の対応）、適切な期中管理（現地調査の実施、長期保証についての決算書の徴求）、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援により代位弁済の抑制に努めた。また、融資機関へのPRなどの働きかけを行い、優良保証先の確保に努めた。
- ・ 保証料率については、制度資金の効果の発揮や林業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて保証収支が均衡するよう平成19年10月から保証料率の引き上げを行った。
- ・ 100%保証の資金を平成20年6月から法定計画に基づく資金等政策性の高いものに限定し、その他の資金は部分保証へ移行することとした。

ウ 漁業信用保険業務

- ・ 大口保証引受案件については、対象案件（延べ140件）のすべてについて事前協議を実施した。これにより、融資条件が変更された案件（融資期間の短縮、期中管理の徹底）は延べ2件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、借替緊急融資資金について、平成19年4月から事前協議の対象金額を2分の1に引き下げた。
- ・ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件延べ204件のすべてについて事前協議を行った。この事前協議により、回収計画の策定や保証審査の厳格化について申し送りをした案件は延べ42件であった。また、平成19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能

	性が高いと判断したとき」に拡大した。 ・ 経営安定資金について、平成20年4月から部分保証を導入することとした。 ・ 保険料率については、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年4月から保険料率の引き上げを行うこととした。 (4) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務における保険料又は保証料及び貸付金利息は、予め納入期限、保険料、保証料及び貸付金利息の額を連絡することにより、全額徴収した。 (5) 責任準備金の計上 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の責任準備金については、将来の保険金支払リスクに見合うものとして、林業信用保証業務の保証債務損失引当金については、債務保証の履行によって生じる損失に見合うものとして、会計規程に基づき、次表のとおり計上した。 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">責 任 準 備 金</th><th>保証債務損失引当金</th></tr><tr><th>農業信用保険業務</th><th>漁業信用保険業務</th><th>林業信用保証業務</th></tr><tr><td>15</td><td>6,523百万円</td><td>5,068百万円</td><td>8,839百万円</td></tr><tr><td>16</td><td>6,513百万円</td><td>4,401百万円</td><td>8,083百万円</td></tr><tr><td>17</td><td>6,257百万円</td><td>3,538百万円</td><td>7,362百万円</td></tr><tr><td>18</td><td>5,630百万円</td><td>3,623百万円</td><td>5,626百万円</td></tr><tr><td>19</td><td>4,571百万円</td><td>3,180百万円</td><td>4,696百万円</td></tr></table>			年度	責 任 準 備 金		保証債務損失引当金	農業信用保険業務	漁業信用保険業務	林業信用保証業務	15	6,523百万円	5,068百万円	8,839百万円	16	6,513百万円	4,401百万円	8,083百万円	17	6,257百万円	3,538百万円	7,362百万円	18	5,630百万円	3,623百万円	5,626百万円	19	4,571百万円	3,180百万円	4,696百万円
年度	責 任 準 備 金		保証債務損失引当金																											
	農業信用保険業務	漁業信用保険業務	林業信用保証業務																											
15	6,523百万円	5,068百万円	8,839百万円																											
16	6,513百万円	4,401百万円	8,083百万円																											
17	6,257百万円	3,538百万円	7,362百万円																											
18	5,630百万円	3,623百万円	5,626百万円																											
19	4,571百万円	3,180百万円	4,696百万円																											
評価の指標	○ 予算の運営状況																													
評価等	評 定	(理由・指摘事項等)																												
	B	当該産業を取り巻く社会経済的な環境が急変・激変していることが要因とはいえ、代位返済率の上昇と求償権の回収比率の低下が続いており、求償権回収に努めると同時に審査を厳格化し、保証・貸出の拡大は避けるべきである。																												

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第4 短期借入金の限度額

中項目：

小項目：

中期目標	—	
中期計画	第4 短期借入金の限度額 2,975億円	
業務の実績	○ 評価対象である農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務においては、中期目標期間中には短期借入金の実績はない。 〔 農林水産省専管部分（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務）に関する、中期目標期間中の短期借入金の累計額は1,151億94百万円である。 〕	
評価の指標	○ 短期借入金の状況 ※実績がない場合は、評価しない。	
評価等	評 定	（理由・指摘事項等）

独立行政法人農林漁業信用基金、中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第6 剰余金の使途

中項目：

小項目：

中 期 目 標	—	
中 期 計 画	第6 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・政策金融の進展に適合する各種システムの開発 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上 の使途に使用	
業 務 の 実 績	○ 中期目標期間中に剰余金の使用実績なし	
評 価 の 指 標	○ 剰余金の使途の状況 ※実績がない場合は、評価しない。	
評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第7 施設及び設備に関する計画

中項目：

小項目：

中期目標	—	
中期計画	4分野に分かれている事務所の統合を計画的に行う。	
業務の実績	○ 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を、平成16年12月を目途に本部事務所（千代田区内神田コープビル）に統合することとし、統合のための所要の準備を進め、平成16年12月6日に本部事務所に統合を完了した。	
評価の指標	○事務所の統合計画の検討状況	
評価等	評定	（理由・指摘事項等）
	A	事務所統合は、計画通り進められたと評価できる。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第8 人事に関する計画

中項目：

小項目：

中期目標	—	
中期計画	第8 人事に関する計画 (2) 人員に係る指標 ① 認可法人の時と比べて管理部門の常勤職員数を削減する。 ② 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数 130名 期末の常勤職員数の見込み 123名 (前倒分と合わせて10名の減) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 75億円。 ただし、上記の額は、役員給与、職員給与、嘱託手当、社会保険料負担金及び退職給付引当金繰入に相当する範囲の費用である。	
業務の実績	(1) 管理部門（総務部、経理部）について、平成16年12月の事務所統合時に、総務部及び経理部をそれぞれ1課削減するとともに、給与計算・社会保険事務の外部委託により、人員の4名を削減した。また、事務の一層の合理化を図ることにより、平成18年4月に1名、平成20年1月に3名をそれぞれ削減した。これにより、独立行政法人移行後の管理部門について、8名の人員削減を行った。 (2) 信用基金の常勤職員数については、期初（平成15年10月1日時点）の130名から、平成16年度に4名、平成17年度に2名、平成19年度に1名の計7名の削減を行い、期末（平成19年度末）は123名となった。また、独立行政法人化に先立ち、事務所統合効果を見据えた人員削減を前倒しで3名行っていることから、この分と合わせて10名の削減を行った。 (3) 中期目標期間中の人件費の実績額は、66億3百万円であり、中期目標期間中の人件費総額見込みの75億円を下回った。	
評価の指標	○ 管理部門の常勤職員数の削減状況 ○ 全体の常勤職員数の状況	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	A	人員削減と人件費削減は目標を達成しており評価する。引き続き業務は縮小傾向にあることから、専門性と合理性を配慮した人員削減の努力に期待する。

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標評価の項目別評価シート

大項目：第8 人事に関する計画

中項目：

小項目：

中期目標	—
中期計画	第8 人事に関する計画 (3) 人材の確保及び養成に関する計画 ① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、4分野の事務所統合にあわせ、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 ② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用（交流）した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。
業務の実績	(1) 専門性を有する人材の確保へ向けて、次の取り組みを実施した。 ① 採用予定職員の募集に際しては、信用基金の業務内容を積極的にアピールしつつ、新規学卒者に加え民間企業に勤務する金融・保険業務経験者も対象として、ホームページで周知を図った。 ② 金融実務に精通した人材を平成16年4月に採用し、当該職員の専門的知見を効果的に発揮できる部署に配置した。 ③ 平成17年度に金融実務等に精通した人材を金融機関等から受け入れ、これら職員の専門的知見を効果的に発揮できる部署に配置した。 ④ 専門的知識に優れた人材を確保するため、平成19年度から定年退職者の再雇用制度を導入した。 (2) 人材の養成 職員の専門性を育成するため、以下の措置を講じた。 ① 農業信用基金協会と信用基金の職員の人事交流の実施 ② 研修計画に基づく研修の実施 (計画的養成研修) ア 新規採用研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修） イ 一般職員研修（課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修） ・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 ・保険数理の基礎を理解する研修 ウ 現地研修（課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修） エ 課長研修（課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法、メンタルヘルスに関する研修） (能力開発研修)

	ア 実践的研修（全職員を対象に農林漁業の情勢、経済・金融情勢、コンプライアンス、個人情報保護等、専門的知識を習得させる研修） イ 専門的研修（信用基金の各業務又は他法人が行う研修） ・ 林業の現状を把握させる現地研修（林業信用保証業務主催） ・ 政府関係法人会計事務研修（財務省会計センター主催） ・ 予算編成支援システム研修（財務省会計センター主催） ・ 評価・監査セミナー（総務省行政評価局主催） ・ 金融、保証等に関する通信教育研修（財務入門コース、財務基礎コース、証券基盤、債権管理・回収実践対策講座、演習債権管理回収コース、信用事業税務、トラブルを防ぐ融資法務） ③ 関係機関との合同研修の実施 ア 初級職員研修会 イ 求償権管理回収等事務研修会 ウ 保証審査実務担当者研修会 エ 全国研修会 ④ なお、職員の士気向上に役立てるため、平成18年度に業務改善提案制度を導入し、平成19年度に一層充実させた。	
評価の指標	○ 金融、保険業務等の分野における高度な専門性を有する民間企業等の人材の確保の状況 ○ 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理の状況 ○ 職員に対する研修制度の充実状況	
評価等	評定 B	（理由・指摘事項等） 人員計画と研修の質の向上への努力を評価する。引き続き高度人材育成と職員の士気向上の努力を期待する。

1. 予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
国庫補助金	-	1,132	-	-	-	1,132	-	-	-	-	-	-
運営費交付金	156	156	-	-	156	156	-	-	-	-	-	-
受入事業交付金	1,504	8,409	-	2,190	839	3,306	665	2,913	-	-	-	-
政府補給金受入	907	294	-	-	907	294	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	179	35	-	-	179	35	-	-	-	-	-	-
民間出資金	73	0	-	-	73	0	0	-	-	-	-	-
事業収入	691,771	415,179	208,894	152,135	61,253	41,448	119,113	97,307	234,455	65,533	68,056	58,756
受託事業収入	12	24	-	-	-	11	-	-	12	12	-	-
運用収入	9,990	8,629	4,267	3,642	2,325	1,523	2,519	2,748	866	709	12	6
借入金	314,201	130,735	-	-	16,792	15,542	-	-	224,377	56,896	73,032	58,297
その他の収入	359	273	9	31	24	44	59	167	251	16	15	15
合 計	1,019,152	564,866	213,170	157,998	82,547	63,492	122,358	103,136	459,961	123,166	141,116	117,074

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	1,031,669	553,733	221,428	158,505	83,722	55,335	126,074	100,320	459,711	122,228	140,734	117,345
一般管理費	10,958	9,056	4,433	3,554	2,964	2,733	2,283	1,710	940	784	338	275
直接業務費	1,853	1,170	1,080	642	414	349	279	129	64	46	16	5
管理業務費	1,693	1,283	510	405	462	421	502	272	138	135	81	51
人件費	7,412	6,603	2,843	2,507	2,088	1,963	1,501	1,310	739	603	241	220
合 計	1,042,628	562,789	225,862	162,058	86,686	58,068	128,356	102,030	460,651	123,012	141,072	117,620

2. 収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
運営費交付金収益	156	156	-	-	156	156	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	817	-	-	-	817	-	-	-	-	-	-
政府事業交付金収入	1,895	8,071	391	2,377	839	3,289	665	2,406	-	-	-	-
政府補給金収入	907	294	-	-	907	294	-	-	-	-	-	-
事業収入	58,062	43,215	39,434	30,714	4,593	1,646	13,272	10,218	271	135	491	501
受託事業収入	12	23	-	-	-	11	-	-	12	12	-	-
退職給付引当金戻入	-	23	-	-	-	6	-	-	-	17	-	-
財務収益	9,947	8,634	4,280	3,638	2,310	1,528	2,516	2,753	828	713	12	2
引当金等戻入	103,698 (4,027)	9,617	-	2,667	102,152 (3,341)	4,250	1,546 (686)	2,700	-	-	-	-
雑益	17	68	9	31	7	26	0	4	0	7	1	0
臨時利益	-	114	-	-	-	100	-	-	-	9	-	4
積立金取崩額	635	-	635	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期総損失	-	-	-	1,798	-	-	-	1,002	-	-	-	-
合 計	175,328 (75,657)	71,031	44,748	41,225	110,965 (12,154)	12,123	18,000 (17,140)	19,082	1,111	893	504	508

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
事業費	62,915 (56,149)	50,604	39,904	36,584	8,446 (1,680)	238	14,553	13,770	12	13	0	-
一般管理費	11,437	8,623	4,610	3,349	3,204	2,571	2,300	1,663	968	757	354	283
直接業務費	1,595	975	977	547	414	280	125	103	64	40	16	5
管理業務費	1,535	1,156	426	359	434	381	477	249	121	122	77	45
人件費	8,307	6,492	3,208	2,444	2,357	1,910	1,698	1,311	783	595	261	233
減価償却費	350	338	234	190	5	86	99	50	12	11	0	2
財務費用	1,126	384	-	3	907	300	-	0	89	41	130	39
引当金等繰入	99,253 (6,348)	10,553	-	1,096	98,393 (6,348)	5,858	860 (0)	3,599	-	-	-	-
雑損	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	5	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-
当期総利益	247	523	-	-	9	3,067	187	-	30	71	20	184
合 計	175,328 (75,657)	71,031	44,748	41,225	110,965 (12,154)	12,123	18,000 (17,140)	19,082	1,111	893	504	508

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目において、計画の上段は洗替方式による額で、計画の下段のカッコ書き及び実績欄は差額補充方式による額で、それぞれ計上している。

3. 資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	703,007	433,383	212,772	157,894	64,946	47,760	122,068	102,698	235,137	66,252	68,084	58,779
投資活動による収入	2,259	915	421	21	532	33	289	50	447	217	570	594
財務活動による収入	314,453	130,874	-	-	17,044	15,578	0	104	224,377	56,896	73,032	58,297
前年度からの繰越金	117,187	126,839	51,849	51,942	20,967	27,689	37,644	40,968	6,126	6,207	601	32
合 計	1,136,907	692,011	265,041	209,856	103,489	91,059	160,002	143,820	466,087	129,573	142,287	117,703

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	744,527	445,261	225,658	162,084	83,023	55,701	128,255	102,100	236,220	66,133	71,372	59,244
投資活動による支出	664	69	84	67	-	-	7	1	2	1	571	0
財務活動による支出	297,616	117,894	-	-	3,546	2,612	-	-	224,377	56,896	69,693	58,385
翌年度への繰越金	94,099	128,787	39,299	47,706	16,920	32,746	31,741	41,719	5,488	6,542	651	74
合 計	1,136,907	692,011	265,041	209,856	103,489	91,059	160,002	143,820	466,087	129,573	142,287	117,703

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目		総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
収 益	政府事業交付金収入	1,895	8,065	391	2,377	839	3,282	665	2,406	-	-	-	-
	政 府 補 給 金 収 入	907	294	-	-	907	294	-	-	-	-	-	-
	事 業 収 入	57,980	43,145	39,379	30,595	4,593	1,746	13,244	10,167	271	135	491	501
	受 託 事 業 収 入	-	11	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-
	引 当 金 等 戻 入	103,698 (4,027)	5,692	-	716	102,152 (3,341)	4,250	1,546 (686)	726	-	-	-	-
	合 計	164,480 (24,276)	57,206	39,770	33,688	108,491 (9,680)	9,583	15,456 (14,596)	13,299	271	135	491	501
費 用	事 業 費	62,769 (53)	50,466	39,770	36,458	8,446 (1,680)	238	14,553	13,770	-	-	-	-
	財 務 費 用	1,126	374	-	-	907	294	-	-	89	41	130	39
	引 当 金 等 繰 入	99,253 (6,348)	9,061	-	386	98,393 (6,348)	5,858	860 (0)	2,816	-	-	-	-
	合 計	163,148 (23,488)	59,901	39,770	36,845	107,746 (8,935)	6,389	15,414 (14,553)	16,586	89	41	130	39
収 支 差		1,331	△ 2,694	-	△ 3,157	745	3,194	42	△ 3,288	182	94	362	462

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目の上段は洗替方式による額で、下段のカッコ書きは差額補充方式による額でそれぞれ計上している。

3. 事業収入の下段は受託事業収入である。